

新郷村一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

令和 8 年 3 月

新 郷 村

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画策定の位置づけ	1
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 計画期間	2
第2章 ごみ処理の現状	3
第1節 地域の概況	3
(1) 人口動態	3
(2) 産業の動向	4
第2節 ごみ処理行政の動向	5
(1) 関連計画	5
(2) 国、青森県の動向	6
第3章 ごみ処理の実績と課題	8
第1節 ごみ処理体制	8
(1) 分別区分	8
(2) 処理フロー	9
第2節 ごみの総排出量	10
(1) ごみの分別区分による排出量	10
(2) ごみ排出元区分による排出量	11
(3) 1人1日当たりのごみ排出量	12
第3節 可燃ごみの組成	14
第4節 リサイクル率	15
第5節 収集・運搬の現状	16
第6節 中間処理の現状	17
第7節 最終処分の現状	19
第8節 ごみ処理経費の現状	20
第9節 目標値の達成状況	20
(1) ごみ処理基本計画の目標値と実績値の比較	20
(2) ごみ減量行動計画の目標値と実績値の比較	22
第10節 課題	23
(1) ごみ排出量とリサイクル率	23
(2) 処理経費	23
第4章 ごみ排出量の見込み(現状の施策維持の場合)	24
第1節 将来人口の推計	24
第2節 ごみ排出量の予測	24
第3節 リサイクル率の予測	27

第5章 目標値の設定.....	28
第1節可燃ごみ.....	28
(1) 目標値の設定の考え方.....	28
(2) 目標値の設定.....	28
(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差.....	28
第2節不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ.....	29
(1) 目標値の設定の考え方.....	29
(2) 目標値の設定.....	29
(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差.....	29
第3節リサイクル率.....	29
(1) 目標値の設定の考え方.....	29
(2) 目標値の設定.....	30
(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差.....	30
第4節ごみ排出量の見込みと目標値(まとめ).....	31
(1) ごみ排出量の見込み.....	31
(2) 目標値.....	31
第6章 ごみ処理基本計画.....	32
第1節基本方針.....	32
第2節目標達成に向けた施策.....	32
第3節住民・事業者・行政の役割と取組.....	33
(1) 住民.....	33
(2) 事業者.....	34
(3) 村.....	34
第4節将来のごみ分別区分.....	36
第5節ごみの適正処理.....	37
(1) ごみの減量計画.....	37
(2) 収集・運搬計画.....	37
(3) 中間処理計画.....	38
(4) 最終処分計画.....	39
第6節その他.....	39

第1章 計画の基本的事項

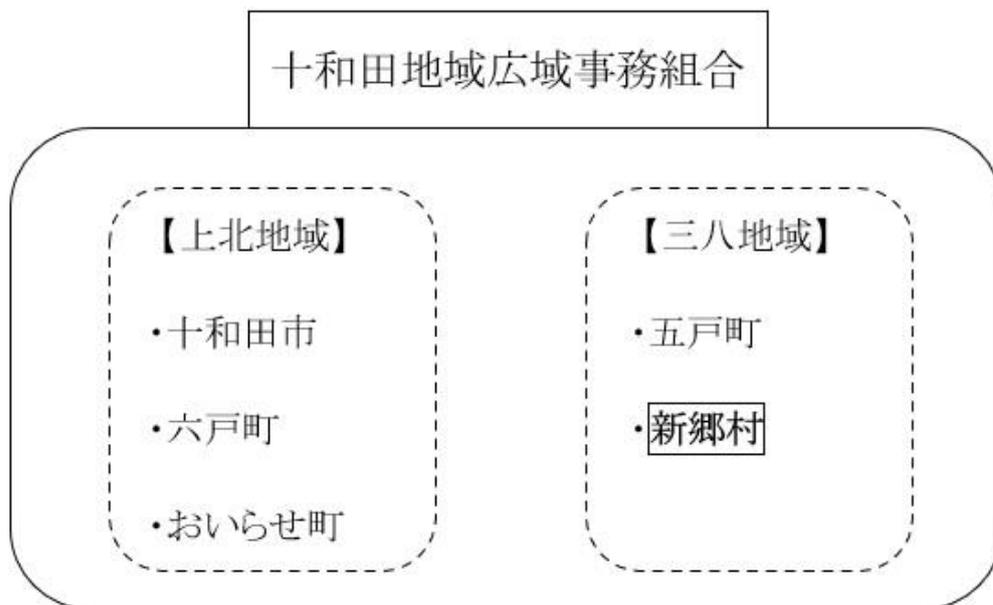
第1節 計画策定の趣旨

新郷村(以下、「村」という。)は、十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町とともに十和田地域広域事務組合(以下、広域事務組合)を構成しています。

村から発生したごみおよび資源等の収集・運搬・処分は広域事務組合が行っています。

国や県及び広域事務組合策定の上位計画を踏まえ、新郷村における一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画(以下「本計画」という。))を策定するものです。

図 1-1 村と十和田地域広域事務組合の関係

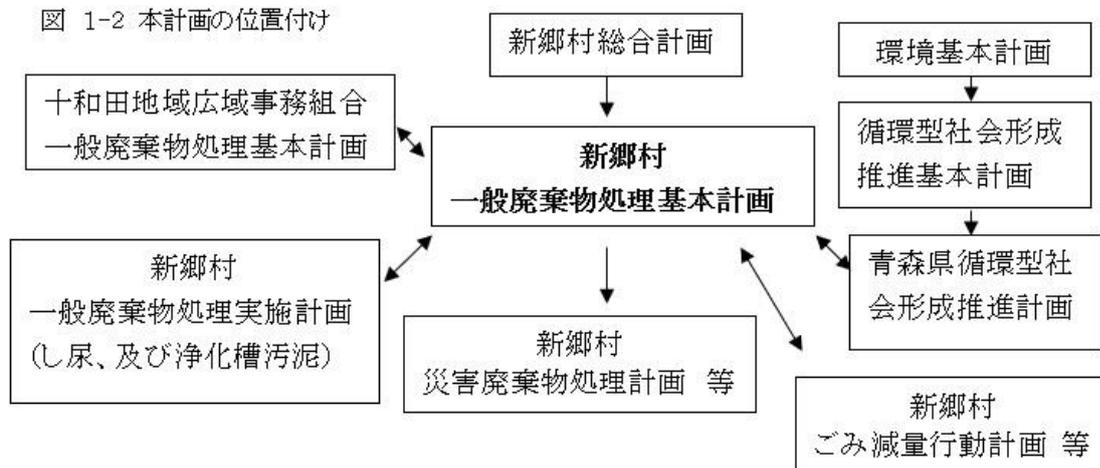


第2節 計画策定の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づいて策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、国、青森県の廃棄物関連の計画並びに組合、村における関連計画との整合を図ります。

図 1-2 本計画の位置付け



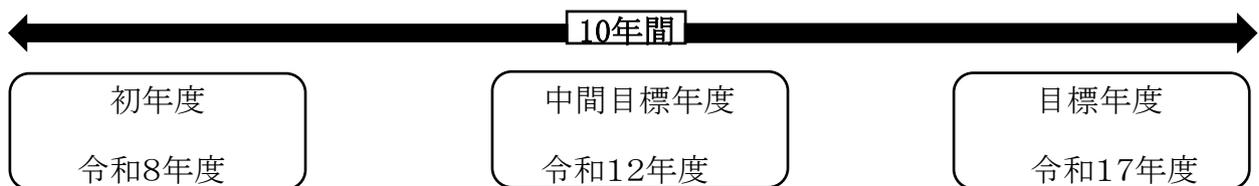
第3節 計画の対象範囲

本計画は、村から発生する一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とします。ただし、施策の推進に当たっては、適正なごみ処理の観点から、関係法令等も踏まえながら広域的な対応を視野に入れ、ほかの地方公共団体や関係機関等と相互に連携・協力を図ることとします。なお、本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみに関する計画(ごみ処理基本計画)であり、生活排水に関する計画(新郷村一般廃棄物処理実施計画(し尿、及び浄化槽汚泥))については、別途、計画を策定しています。

第4節 計画期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和17年度までの10年間とします。また、概ね5年後に計画の見直しをするほか、社会経済情勢等の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

図 1-3 計画期間



第2章 ごみ処理の現状

第1節 地域の概況

(1)人口動態

平成30年～令和6年の年度末時点の村の総人口を以下に示しました。平成30年以降は平均して1年間に約75人の人口減少となっており、令和6年は平成30年と比べると約18%減少しています。

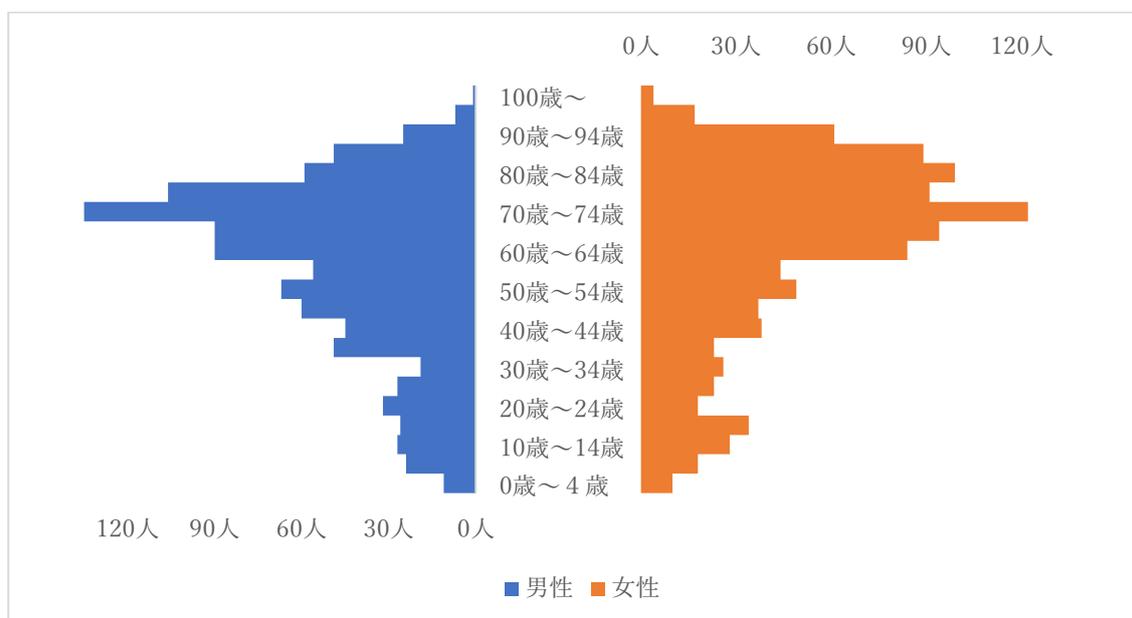
表 2-1 人口の推移(年度末時点) (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男	1,212	1,184	1,151	1,121	1,083	1,042	1,005
女	1,246	1,224	1,184	1,151	1,097	1,054	1,009
合計	2,458	2,408	2,335	2,272	2,180	2,096	2,014

出典:新郷村住民基本台帳データ

年齢別および男女別の人口を以下に示しました。年齢別人口は、14歳以下が全体の5.8%に対して、65歳以上が52.0%と、超少子高齢化となっております。また、男女別人口は、男性が1,005人、女性1,009人と、ほぼ同数の割合となっております。

図 2-1 年齢別および男女別の人口(令和6年年度末)



出典:新郷村住民基本台帳データ(令和6年年度末)

(2) 産業の動向

表 2-2 産業(大分類)別の事業所数及び従業員数

産業(大分類)		事業所数		従業者数	
		令和3年		令和3年	
		(事業所)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
一次産業	農行・林業	3	3.3	30	6.1
	漁業	1	1.1	6	1.2
	計	4	4.4	36	7.3
二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	9	9.9	108	22.0
	製造業	5	5.5	25	5.1
	計	14	15.4	133	27.1
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.1	1	0.2
	情報通信業	1	1.1	2	0.4
	運輸業, 郵便業	3	3.3	21	4.3
	卸売業, 小売業	28	30.8	114	23.3
	金融業, 保険業	-	-	-	-
	不動産業, 物品賃貸業	2	2.2	4	0.8
	学術研究, 専門・技術サービス業	1	1.1	2	0.4
	宿泊業, 飲食サービス業	5	5.5	11	2.2
	生活関連サービス業, 娯楽業	15	16.5	34	6.9
	教育, 学習支援業	3	3.3	22	4.5
	医療, 福祉	7	7.7	91	18.6
	複合サービス事業	2	2.2	6	1.2
	その他サービス業(他に分類されないもの)	5	5.5	13	2.7
	計	73	80.2	321	65.5
合計		91	100.0	490	100.0

出典: 令和3年経済センサス活動調査_産業横断的集計_青森県結果書(統計表)

第2節 ごみ処理行政の動向

(1) 関連計画

関連計画として、村では新郷村ごみ減量行動計画を制定しています。この計画は、ごみ量や資源化等に関する具体的計画として平成22年度から実施されています。

この計画から関連する目標及び施策を抜粋します。

令和8年度までの目標	一人当たりのごみ排出量	【690g】
	村のごみ総排出量	【495t】
	リサイクル率	【26.3%】

施策項目	
村の施策	(1) 住民への広報啓発の強化
	(2) 保健協力員への支援強化
	(3) 小学校等における啓発活動の実施
	(4) 事業系ごみの排出の適正化に向けた啓発
	(5) 小型家電リサイクル回収の推進
	(6) 雑紙等集団回収の強化
	(7) 施策の効果の検証
住民の協力	(1) ごみの減量・リサイクルへの協力
	(2) 適正な分別排出の徹底
	(3) 資源回収施設などの積極的な利用
	(4) 食品ロスの削減
	(5) 地域の実情に応じた活動
	(ア) 分別排出の補助ボランティア
	(イ) 生ごみの水切り徹底と堆肥化
	(ウ) 分別に関する情報の共有
	(エ) 学校等での環境教育に対する協力
	(オ) 集団回収への積極的な参加と協力

(2) 国、青森県の動向

①国の目標

第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定。以下「第五次循環基本計画」)では、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を国家戦略と位置づけ、資源の無駄遣いをなくし、経済成長と環境保全を両立させるための国の行動計画を示しています。

循環経済への移行、事業者連携、地域循環システムとそれに係る地域創生、基盤強化、国際展開を中心に、令和12年(2030年)を目標年次として、温室効果ガス削減、廃棄物削減、自然資本の保護などを目指し、国・自治体・企業・住民が一体となって循環型社会の形成を推進する総合的な施策が示されています。この計画から関連施策を抜粋します。

表 2-3 第五次循環基本計画の数値目標(一部抜粋)

指標	数値目標
一般廃棄物の排出量	約3,700万t/年 (参考:令和4年度と比較し、令和12年度において約9%削減)
1人一日当たりの家庭ごみ排出量	約478g/人/日 (参考:令和4年度は496g、令和12年度において約4%削減)
1人一日当たりのごみ焼却量	約580g/人/日 (参考:令和4年度は679g、令和12年度において約15%削減)
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%
一般廃棄物の最終処分量	約3,200万t/年 (参考:令和4年度は3,400万t、令和12年度において約4%削減)
産業廃棄物の排出量	約374,000万t/年 (参考:令和4年度は370,000万t、令和4年度比1%増加へ抑制)
産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%

出典:第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)、廃棄物処理法の基本方針の変更(令和7年2月環境省)

②県の目標

青森県は、令和3年3月に「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減を図りつつ、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進しています。また、令和7年度に上記の第4次計画が満了することから令和7年12月に「第5次青森県循環型社会形成推進計画(原案)」を公表し、意見の募集を行っています。参考値として第5次計画原案での目標値も示します。

表 2-4 県の数値目標

項目	目標	参考
	第4次青森県循環型社会形成推進計画	第5次同計画(原案)
1人1日 当たりごみ 排出量	令和7年度において 940g/人/日以下 (平成30年度比 62g削減)	令和12年度において 900g/人/日以下 令和5年度比 67g 削減)
リサイクル 率	令和7年度において 行政回収分 17% /民間回収分を含めた全体分34% (平成30年度比 2.5%/4.1%増加)	令和12年度において 行政回収分 20% /民間回収分を含めた全体分 40% (令和5年度比 7.4%/12.8% 増加)
1日当たり の最終処 分量	令和7年度において 85g/人/日以下 (平成30年度比 29g/人/日削減)	令和12年度において 85g/人/日以下 (令和5年度比 32g/人/日削減)

出典: 第5次青森県循環型社会形成推進基本計画(原案) (R7.12.26現在)

第3章 ごみ処理の実績と課題

第1節 ごみ処理体制

(1) 分別区分

各家庭からごみステーションへ排出されたごみは広域事務組合が収集し、十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設に搬入しています。搬入されたごみは焼却や破碎等の中間処理を行い、資源化できるものは資源化し、できないものは最終処分(埋立)しています。

表 3-1 ごみの分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック容器、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちないびん・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石(店頭販売のもの)、土砂・砂利・ブロック・レンガ(園芸用のもの)、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源ごみ	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	プラスチック	プラスチック製容器包装	プラマークのついているもの、発泡スチロール
		ペットボトル	ペットボトル
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙パック	紙パック
		新聞	新聞
		段ボール	段ボール
		雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、本、コピー用紙

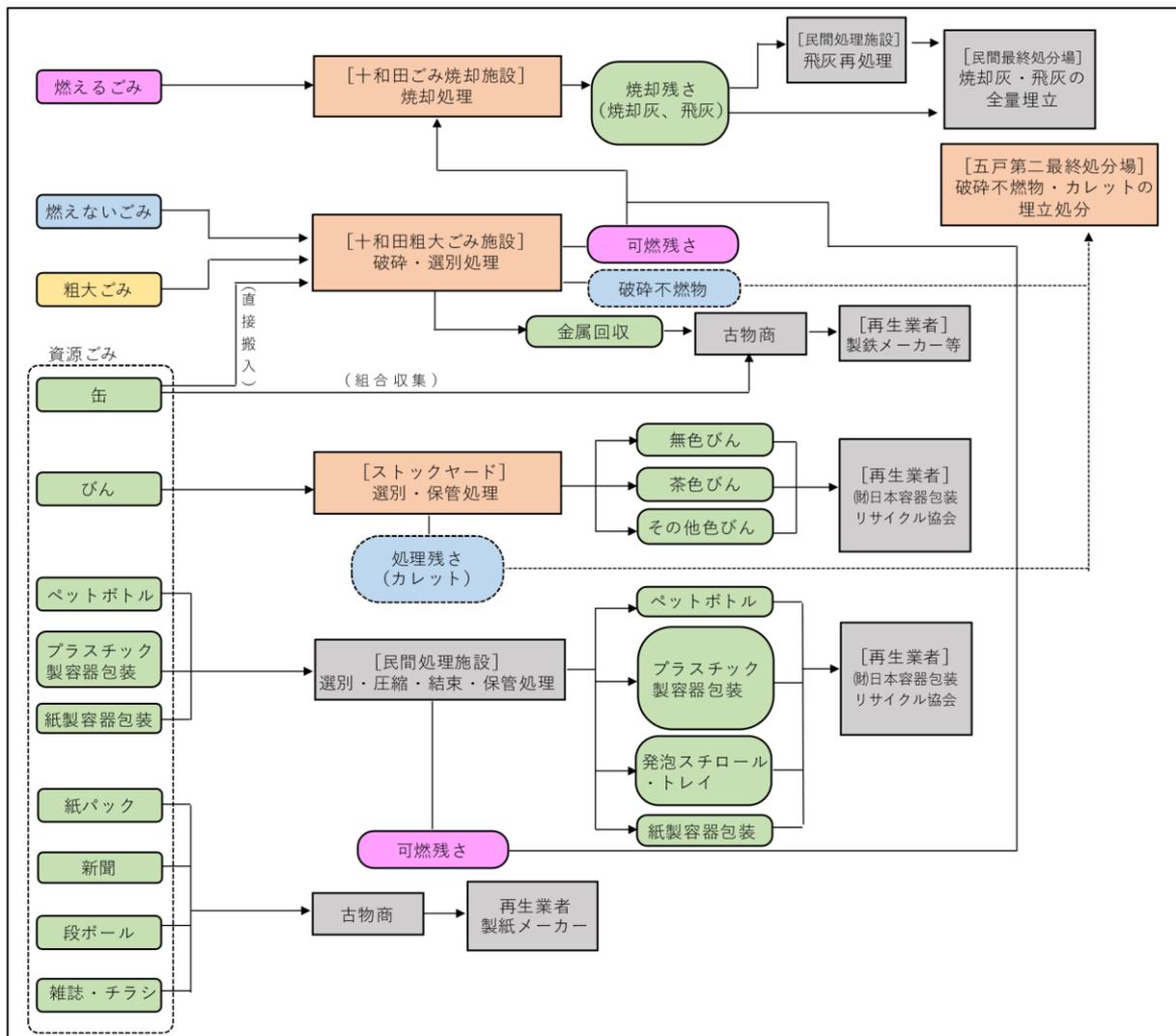
(2) 処理フロー

燃えるごみ(以下「可燃ごみ」という。)は、焼却施設で焼却処理し、焼却後の焼却灰は、民間最終処分場に埋立しています。飛灰は民間処理施設で再処理した後、民間最終処分場に埋立しています。

燃えないごみ(以下「不燃ごみ」という。)、粗大ごみ及び直接搬入の缶は、破碎・選別処理し、金属を回収して資源化しています。資源化されない可燃残さは焼却施設で焼却処理し、破碎不燃物は広域事務組合の最終処分場に埋立しています。

資源ごみはそれぞれ選別等を行い、資源化を図っています。びんはストックヤードにて無色、茶色、その他の3種に選別し再生業者へ引き渡しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は民間処理施設にて選別・圧縮・結束等の処理を行い、再生業者へ引き渡しています。収集された缶、紙パック、新聞、段ボール、雑誌・チラシは、直接古物商へ引き渡しています。

図 3-1 ごみ処理フロー



第2節 ごみの総排出量

(1)ごみの分別区分による排出量

村のごみ総排出量は、令和6年度では504tとなっており、令和2年度の591tと比較すると、87t(約14.7%)減少しました。ごみ排出量の内訳として最も多いのが可燃ごみで全体の約78.4%を占め、次に資源ごみ(資源集団回収を含む)が約14.1%となっています。

表 3-2 ごみの分別区分による排出量の推移

(単位:t、g)

種別		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
村の負担金(千円)		12,391	11,755	13,325	17,519	15,860
新郷村の人口※9月30日		2,366	2,320	2,229	2,153	2,074
ごみ 総 排 出 量 (t)	可燃ごみ(t)	460 (77.7%)	476 (77.9%)	436 (76.6%)	419 (78.2%)	396 (78.4%)
	不燃ごみ(t)	20	17 ▲3	17 0	15 ▲2	12 ▲3
	粗大ごみ(t)	23	24 1	27 3	21 ▲6	20 ▲1
	資源ごみ(t)	79 14.9	77 ▲2	77 0	71 ▲6	66 14.1
	資源集団 回収量(t)	9	16 7	11 ▲5	9 ▲2	10 1
	合計(t)	591	610 19	568 ▲42	535 ▲33	504 ▲31
原単位(1人1日当りの排出量)(g)		684	720	698	679	666

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

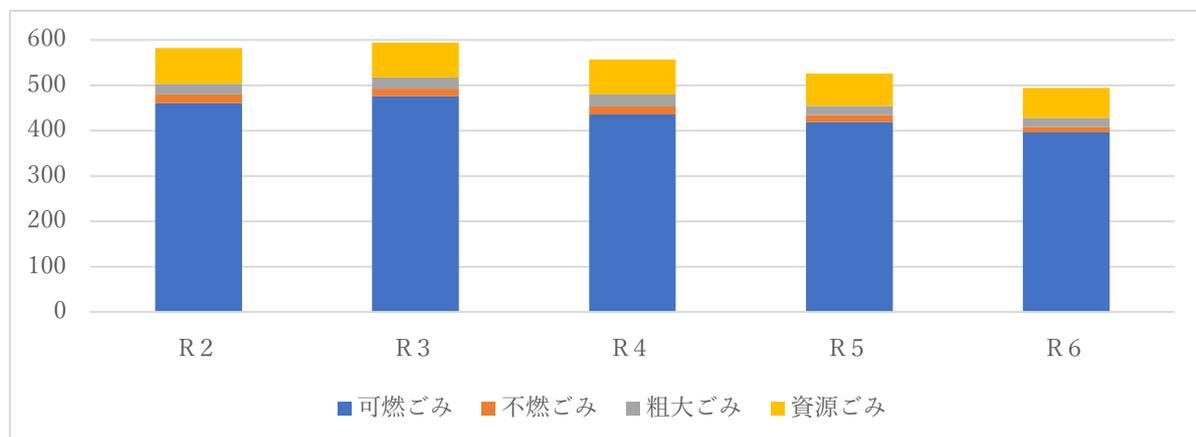
(注)表中、下段数値は前年度比

原単位(1人1日当りの排出量) = 総排出量(t) × 10⁶ ÷ 年間総日数(日) ÷ 人口(9月末)

※令和5年度はうるう年のため年間総日数は366日、以下では特に断りのない限りこの式を用いる。

図 3-2 ごみの分別区分による排出量の推移

(単位:t)



(2)ごみ排出元区分による排出量

令和6年度の家庭系ごみの排出量は417tとなっており、令和2年度の487tと比較すると、70t(約14.4%)減少しました。また、令和6年度の事業系ごみは77tとなっており、令和2年度の95tと比較すると、18t(約18.9%)減少しました。

表 3-3 ごみ排出元区分による排出量の推移

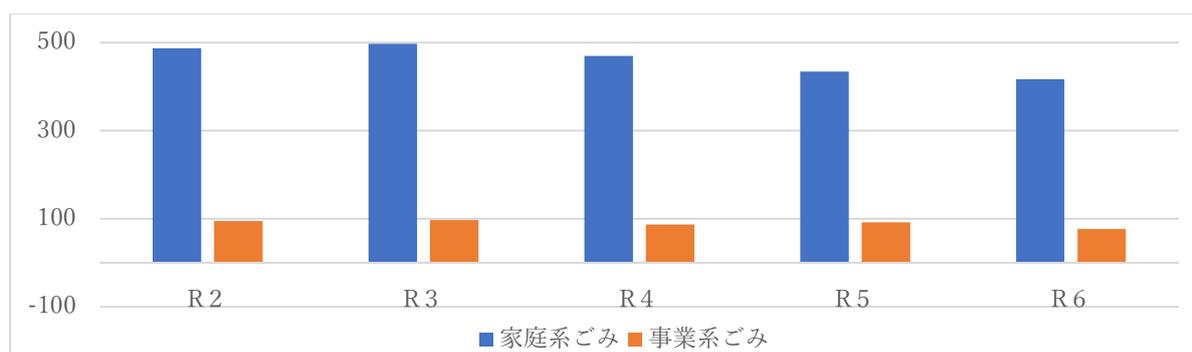
(単位:t)

種別		年度	R2	R3	R4	R5	R6
排出量 (t)	家庭系	可燃ごみ	367	383	349	329	318
				16	▲34	▲20	▲11
		不燃ごみ	20	16	17	14	12
				▲4	1	▲3	▲2
		粗大ごみ	21	21	27	20	20
			0	6	▲7	0	
		資源ごみ	79	77	77	71	66
				▲2	0	▲6	▲5
		小計	487	497	470	434	417
				10	▲27	▲36	▲17
	事業系	可燃ごみ	93	93	87	90	78
				0	▲6	3	▲12
		不燃ごみ	0	1	0	1	0
				1	▲1	1	▲1
		粗大ごみ	2	3	0	1	0
			1	▲3	1	▲1	
	資源ごみ	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	
	小計	95	97	87	92	77	
			2	▲10	5	▲15	
合計	可燃ごみ	460	476	436	419	396	
			16	▲40	▲17	▲23	
	不燃ごみ	20	17	17	15	12	
			▲3	0	▲2	▲3	
	粗大ごみ	23	24	27	21	20	
			1	3	▲6	▲1	
	資源ごみ	79	77	77	71	66	
			▲2	0	▲6	▲5	
	小計	582	594	557	526	494	
			12	▲37	▲31	▲32	

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

図 3-3 ごみ排出元区分による排出量の推移

(単位:t)



(3) 1人1日当たりのごみ排出量

ごみの排出量は人口の増減に影響を受けることから、住民1人が1日に排出するごみの量で見ると、令和6年度の1人1日当たりのごみ排出量は653gであり、令和2年度の674gより21g減少しています。内訳としては、家庭系ごみが令和6年度は551gであり、令和2年度の564gと比較すると13g減少しています。事業系ごみは、令和6年度は102gであり、令和2年度の110gと比較すると8g減少しています。

表 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位:g)

種別		年度	R2	R3	R4	R5	R6
原単位 (1人1日あたりのごみ排出量) (g)	家庭系	可燃ごみ	425	452 ▲27	429 ▲23	418 ▲11	420 ▲3
		不燃ごみ	23	19 ▲4	21 ▲2	18 ▲3	16 ▲2
		粗大ごみ	24	25 ▲1	33 ▲8	25 ▲8	26 ▲1
		資源ごみ	91	91 ▲1	95 ▲4	90 ▲5	87 ▲3
		計	564	587 ▲23	578 ▲9	551 ▲27	551 ▲0
	事業系	可燃ごみ	108	110 ▲2	107 ▲3	114 ▲7	103 ▲11
		不燃ごみ	0	1 ▲1	0 ▲1	1 ▲1	0 ▲1
		粗大ごみ	2	4 ▲1	0 ▲4	1 ▲1	0 ▲1
		資源ごみ	0	0 ▲0	0 ▲0	0 ▲0	0 ▲0
		計	110	115 ▲5	107 ▲8	117 ▲10	102 ▲15
	合計	可燃ごみ	533	562 ▲29	536 ▲26	532 ▲4	523 ▲9
		不燃ごみ	23	20 ▲3	21 ▲1	19 ▲2	16 ▲3
		粗大ごみ	27	28 ▲1	33 ▲5	27 ▲7	26 ▲0
		資源ごみ	91	91 ▲0	95 ▲4	90 ▲5	87 ▲3
		計	674	701 ▲28	685 ▲17	668 ▲17	653 ▲15

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

(注)表中、下段数値は前年度比

また、令和5年度における1人1日当たりのごみ排出量を県平均や全国平均と比較すると、村は668gで、青森県平均の967gより299g少なく、全国平均の851gより182g少ない状況です。

表 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移(全国比較)

(単位:g)

種 別		年				
		R2	R3	R4	R5	R6
新郷村	家庭系	564	587	578	551	551
			23	▲ 9	▲ 27	0
	事業系	110	115	107	117	102
			5	▲ 8	10	▲ 15
	合計	674	701	685	668	653
			28	▲ 17	▲ 17	▲ 15
青森県	家庭系	689	690	678	652	
			1	▲ 12	▲ 26	
	事業系	304	312	313	315	
			8	1	2	
	合計	993	1002	991	967	
			9	▲ 11	▲ 24	
全 国	家庭系	520	508	496	475	
			▲ 12	▲ 12	▲ 21	
	事業系	381	382	384	376	
			1	2	▲ 8	
	合計	901	890	880	851	
			▲ 11	▲ 10	▲ 29	

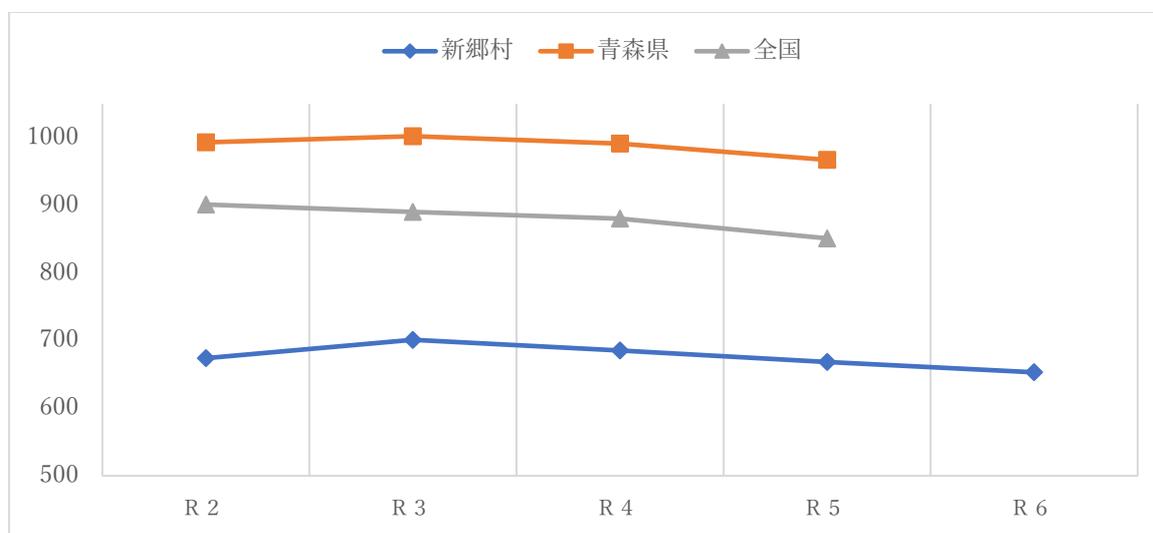
公表前

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

(注)表中、下段数値は前年度比

図 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位:g)



第3節 可燃ごみの組成

ごみ排出量の約 85%を占める可燃ごみの組成割合は、生ごみ類が最も多く、次に紙類、ビニール類となっています。

表 3-6 可燃ごみ組成割合の推移

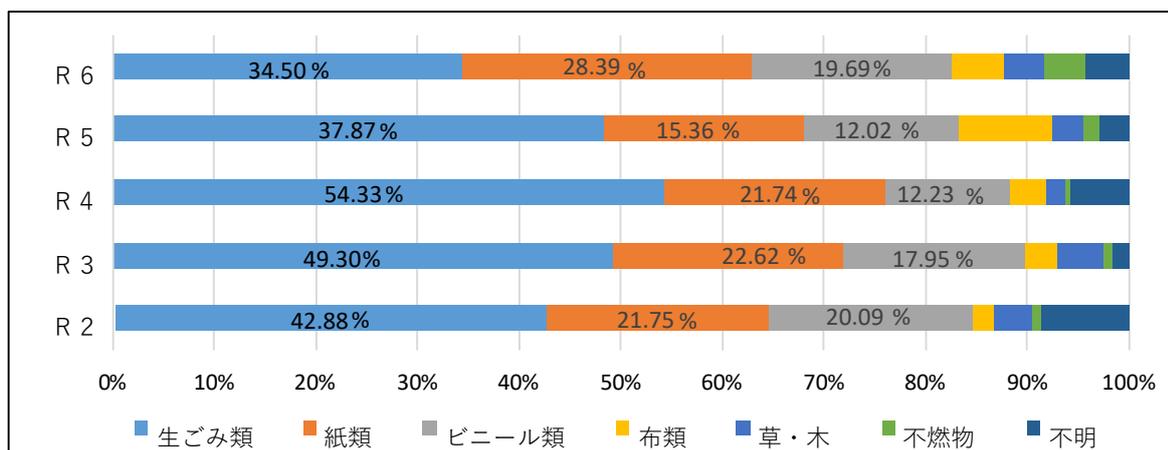
(単位: %、ポイント)

種別 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
生ごみ類	42.88%	49.30%	54.33%	37.87%	34.50%
		▲ 6.42	▲ 5.03	▲ 16.46	▲ 3.37
紙類	21.75%	22.62%	21.74%	15.36%	28.39%
		▲ 0.87	▲ 0.88	▲ 6.38	▲ 13.03
ビニール類	20.09%	17.95%	12.23%	12.02%	19.69%
		▲ 2.14	▲ 5.72	▲ 0.21	▲ 7.67
布類	2.10%	3.25%	3.72%	7.20%	5.32%
		▲ 1.15	▲ 0.47	▲ 3.48	▲ 1.88
草・木	3.69%	4.40%	1.69%	2.39%	3.97%
		▲ 0.71	▲ 2.71	▲ 0.70	▲ 1.58
不燃物	0.88%	1.00%	0.61%	1.27%	3.91%
		▲ 0.12	▲ 0.39	▲ 0.66	▲ 2.64
不明	8.61%	1.48%	5.67%	2.16%	4.22%
		▲ 7.13	▲ 4.19	▲ 3.51	▲ 2.06

出典: 広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

図 3-5 可燃ごみ組成割合の推移

(単位: %)



第4節 リサイクル率

村のリサイクル率は、令和6年度は 18.8%となっており、令和2年度の 24.3%と比較すると、5.5 ポイント減少しました。確定値が公表されている令和5年度の青森県平均及び全国平均と村を比較すると、青森県平均及び全国平均を上回っています。

令和4年度以降リサイクル率が減少している理由は、可燃ごみを焼却した後の焼却灰及び飛灰のセメント原料化(表中④)の量が大きく減少していることによるものです。新郷村のリサイクル率は焼却灰のセメント原料化に大きく依存しており、行政回収した資源ごみによるリサイクル率はほぼ横ばいで推移しています。

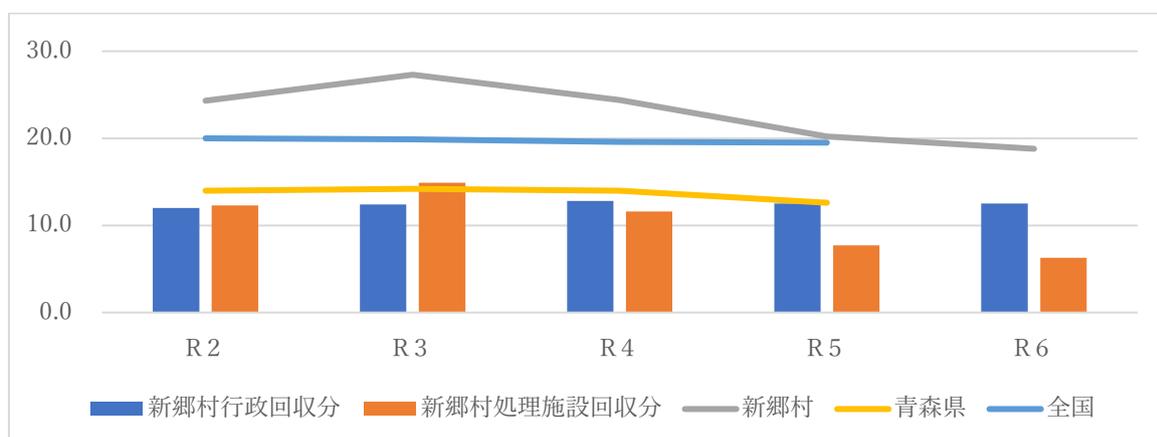
表 3-7 リサイクル率、資源化量の推移 (単位:t, %)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①ごみ総排出量	592	611	569	536	505
		19	▲ 42	▲ 33	▲ 31
②資源ごみから回収した資源	62	60	62	58	53
		▲ 2	2	▲ 4	▲ 5
③資源集団回収	9	16	11	9	10
		7	▲ 5	▲ 2	1
④不燃ごみと粗大ごみより回収した有用金属	28	27	27	22	20
		▲ 1	0	▲ 5	▲ 2
⑤焼却灰・飛灰セメント原料化	45	64	39	19	12
		19	▲ 25	▲ 20	▲ 7
⑥資源化量の計 ①～⑤の合計	144	167	139	108	95
		23	▲ 28	▲ 31	▲ 13
リサイクル率(%) ⑥÷①×100	24.3	27.3	24.4	20.2	18.8
		3	▲ 3	▲ 4	▲ 1
行政回収分 ①+②(%)	12.0	12.4	12.8	12.5	12.5
		0	0	▲ 0	▲ 0
処理施設回収分 ③+④(%)	12.3	14.9	11.6	7.7	6.3
		3	▲ 3	▲ 4	▲ 1

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

(注)表中、下段数値は前年度比、リサイクル率(%) = ⑥資源化量の計 ÷ ①ごみ総排出量 × 100

図 3-6 リサイクル率の推移 (単位:%)



第5節 収集・運搬の現状

ごみの収集・運搬は広域事務組合が行っており、村は全域が収集区域で、収集人口は1,986人(令和7年9月30日現在)です。

ごみの収集方法等は、家庭系ごみを表3-8に、事業系ごみを表3-9にそれぞれ示しており、家庭系ごみ収集運搬量は、表3-10に示すとおりです。

表 3-8 家庭系ごみの収集方法等

分別区分		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		有料予約制による個別収集	粗大ごみ処理券貼付	月4回	
資源ごみ	缶	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	プラスチック	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		プラスチック製容器包装	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
	紙	紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る

表 3-9 事業系ごみの収集方法等

分別区分	収集回数	収集方法
分別は家庭系ごみに準じる	必要の都度	排出者が自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が個別収集

表 3-10 家庭系ごみの収集運搬量

(単位:t)

	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	11,502.72	11,516.28	11,145.12	10,680.46	10,425.72
不燃ごみ	364.53	347.23	318.68	282.42	286.59
粗大ごみ	15.78	16.80	18.85	19.09	19.04
資源ごみ	1,437.39	1,437.52	1,409.36	1,319.22	1,253.70
合 計	13,320.42	13,317.83	12,892.01	12,301.19	11,985.05

出典:広域事務組合資料

第6節 中間処理の現状

村を含めた構成市町村から発生したごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの一部は、広域事務組合の十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設で中間処理を行っています。施設の概要は表3-11のとおりです。

また、民間処理施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装は選別・圧縮・結束処理されています。

中間処理量は、表3-13から表3-15に示すとおりです。焼却処理後の焼却灰はセメント原料化を行ってきましたが、年々減少し、代わりに埋立量が増加しています。

表 3-11 中間処理施設の概要

名 称	十和田ごみ焼却施設	十和田粗大ごみ処理施設
所 在 地	十和田市大字伝法寺字大窪 60-3	同左
竣 工	昭和 60 年3月	平成9年3月
改造後竣工	平成 14 年6月	—
処 理 能 力	150t/日(75t/24h×2炉)	破碎機 40t/5h粗大ごみ前 処理破碎機 10t/5h
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ方式)	衝撃剪断併用回転式破碎機

出典:広域事務組合資料

表 3-12 民間処理施設の概要

会 社 名	株式会社遠藤商店
所 在 地	十和田市大字相坂字白上 475
処 理 種 別	ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装

表 3-13 ごみ焼却施設の処理量(構成市町村全体) (単位:t)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	33,799	33,511	32,852	31,640	31,200
		▲ 288	▲ 659	▲ 1,212	▲ 440
焼却灰・飛灰の セメント原料化量	3,274	4,383	2,850	1,380	881
		1,109	▲ 1,533	▲ 1,470	▲ 499
焼却灰・飛灰の 埋立量	1,388	120	1,518	2,464	3,067
		▲ 1,268	1,398	946	603

出典:広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

表 3-14 粗大ごみ処理施設の処理量(構成市町村全体) (単位:t)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	2,176	2,157	2,083	2,021	2,113
		▲ 19	▲ 74	▲ 62	92
破砕可燃物	765	823	790	800	886
		58	▲ 33	10	86
埋立対象物	785	729	718	695	709
		▲ 56	▲ 11	▲ 23	14
資源化物	626	604	576	526	518
		▲ 22	▲ 28	▲ 50	▲ 8

出典:広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

表 3-15 民間処理施設の処理量(構成市町村全体) (単位:t)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理量	1,730	1,728	1,710	1,778	1,602
		▲ 2	▲ 18	68	▲ 176
処理可燃物	66	32	54	29	21
		▲ 34	22	▲ 25	▲ 8
埋立対象物	8	3	2	0	0
		▲ 5	▲ 1	▲ 2	0
資源化物	1,656	1,693	1,654	1,649	1,581
		37	▲ 39	▲ 5	▲ 68

出典:広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

第7節 最終処分場の現状

村を含めた構成市町村から発生した可燃ごみを焼却処理した後の焼却灰及び飛灰は、埋立処分を行っています。最終処分場の概要と最終処分量は、表3-16、表3-17で示すとおりです。

なお、焼却灰及び飛灰は民間の最終処分場(三戸町)に埋立し、破碎不燃残さは広域事務組合の五戸第2最終処分場に埋立しています。

表 3-16 最終処分場の概要

名 称	十和田最終処分場 ^{※1}	五戸第2最終処分場
所 在 地	十和田市大字切田字西大沼平 1-323 外	五戸町大字倉石中市字前新田 28-87
竣 工	昭和 59 年5月	平成6年7月
埋 立 面 積	33,700m ²	13,500m ²
埋 立 容 量	368,000m ³	61,680m ³
埋 立 方 式	サンドイッチ方式とセル方式の併用	サンドイッチ方式
残余容量 ^{※2}	13,651m ³	21,106m ³

出典:広域事務組合資料

※1 十和田最終処分場は、広域事務組合において廃止に向けた手続を進めています。

※2 残余容量は、令和7年3月 31 日時点の数値を示します。

表 3-17 最終処分量(構成市町村全体)

(単位:t)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
直接埋立	501	0	0	0	0
		▲ 501	0	0	0
焼却灰及び飛灰	1,388	120	1,518	2,464	3,067
		▲ 1,268	1,398	946	603
破碎不燃残さ	793	732	720	695	709
		▲ 61	▲ 12	▲ 25	14
計	2,682	852	2,238	3,159	3,776
		▲ 1,830	1,386	921	617

出典:広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

第8節 ごみ処理経費の現状

広域事務組合におけるごみ処理にかかる経費は、年々増加しています。

表 3-18 ごみ処理経費の推移(構成市町村全体) (単位:千円)

年度	R2	R3	R4	R5
ごみ処理経費	923,504	995,402	1,094,221	1,230,413
		71,898	98,819	136,192

出典:広域事務組合資料 (注)表中、下段数値は前年度比

村のごみ処理にかかる負担金は、近年は増加傾向にあります。

表 3-19 村の負担金と住民1人当たりのごみ処理経費 (単位:千円、円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
村の負担金(千円)	12,391	11,755	13,325	17,519	15,860
		▲636	1,570	4,194	▲1,659
住民1人当たりのごみ処理経費* (円)	5,237	5,067	5,978	8,137	7,647
		▲170	911	2,159	▲490

出典:広域事務組合、厚生課資料(注)表中、下段数値は前年度比

※住民1人当たりのごみ処理経費=村の負担金(円)÷村の人口(人)(9月末)

第9節 目標値の達成状況

(1)ごみ処理基本計画の目標値と実績値の比較

広域事務組合が令和3年度に中間見直しを行った現在のごみ処理基本計画(平成29年度から令和8年度まで)における、村のごみ排出量及びリサイクル率の目標値と実績値の比較を行いました。

村の1人1日当たりのごみ排出量については、令和2年度及び令和4年度から令和6年度までの家庭系ごみは目標を達成しています。

また、リサイクル率については、広域事務組合全体の目標値(令和8年度)と村の実績(令和6年度)を比べると、達成していません。

表 3-20 広域事務組合ごみ処理基本計画における村のごみ排出量の目標値と実績値の比較

		年 度						
		R2	R3	R4	R5	R6		
目 標 値	新郷村の人口(人)		2,366	2,299	2,231	2,164	2,096	
	ごみ排出量(t)	家庭系	469	484	474	461	451	
		事業系	95	103	101	100	98	
		合 計	591	587	575	561	549	
	原単位(1人1日当 たりの排出量)(g)	家庭系	574	577	582	584	590	
		事業系	110	123	124	127	128	
		合 計	684	700	706	710	718	
	実 績 値	新郷村の人口(人)		2,366	2,320	2,229	2,153	2,074
		ごみ排出量(t)	家庭系	487	497	470	434	417
事業系			95	97	87	92	77	
合 計			582	594	557	526	494	
原単位(1人1日当 たりの排出量)(g)		家庭系	564	587	578	551	551	
		事業系	110	115	107	117	102	
		合 計	674	701	685	668	653	
合 計		原単位の比較(%) (小数点第二位まで)	家庭系	101.84	98.28	100.76	105.96	107.02
			事業系	99.99	107.12	115.96	108.44	125.94
	合 計		101.55	99.72	103.14	106.41	109.97	

出典:広域事務組合資料、厚生課資料 ※達成率:目標値/実績値×100(%)

表 3-21 広域事務組合ごみ処理基本計画における村のリサイクル率の目標値と実績値の比較

	目標値(R8) ※広域事務組合全体	実績値(R6) ※新郷村	達成率(%)
リサイクル率(%)	22.8	18.8	82.5

出典:広域事務組合資料、厚生課資料 ※達成率:実績値/目標値×100(%)

(2)ごみ減量行動計画の目標値と実績値の比較

広域事務組合が策定したごみ処理基本計画とは別に、村が策定したごみ減量行動計画(第3次計画は平成30年度から令和2年度まで、第4次計画は令和3年度から令和5年度まで、第5次計画は令和6年度から令和8年度まで)におけるごみ排出量及びリサイクル率の目標値と実績値の比較を行いました。

第3次計画時では、家庭系ごみ及び事業系ごみどちらもは目標を達成していません。第4次計画時では、家庭系ごみは目標を達成していますが、事業系ごみは達成していません。

また、リサイクル率については第3次、第4次計画時共に目標を達成していません。

表 3-22 ごみ減量行動計画におけるごみ排出量の目標値と実績値の比較

			第3次計画 (目標年度)	第4次計画 (目標年度)	第5次計画 (目標年度)
目標年度			R2	R5	R8
目標値	原単位(1人1日当たりの排出量)(g)	家庭系	479	553	575
		事業系	87	108	115
		合計	566	661	690
実績値	原単位(1人1日当たりの排出量)(g)	家庭系	564	551	—
		事業系	110	117	—
		合計	674	668	—
達成率(%)		家庭系	84.9	100.4	—
		事業系	79.1	92.5	—
		合計	84.0	99.0	—

出典:厚生課資料 ※達成率:目標値/実績値×100(%)

表 3-23 ごみ減量行動計画におけるリサイクル率の目標値と実績値の比較

		第3次計画 (目標年度)	第4次計画 (目標年度)	第5次計画 (目標年度)
目標年度		R2	R5	R8
目標値(%)	リサイクル率	30.0	28.0	26.3
実績値(%)	リサイクル率	27.2	18.8	—
達成率(%)	リサイクル率	90.7	67.1	—

出典:厚生課資料 ※達成率:実績値/目標値×100(%)

第10節 課題

(1)ごみ排出量とリサイクル率

ごみ排出量については、広域事務組合のごみ処理基本計画では家庭系ごみは令和3年度と4年度で目標を達成していませんが、令和5年度以降は目標を達成しています。事業系ごみは毎年度目標を達成しており、合計においても毎年度目標を達成しています。

しかし、ごみ減量行動計画では、第4次計画時の家庭系ごみ以外はいずれも未達成となっているため、今後も継続してごみの減量に努めていく必要があります。

リサイクル率は広域事務組合及びごみ減量行動計画共に、目標を達成していないため、住民や事業者のリサイクル推進に対する意識の向上を図るとともに、資源化の拡大に努めていく必要があります。

(2)処理経費

電気料や資材、薬品類の高騰、施設の老朽化に伴う修繕費の増加等により、ごみの処理経費は増加しています。現在の処理施設を長く使うためにも、ごみそのものの発生・排出抑制が必要です。

排出量削減の推進のため、住民や事業者のごみ減量やリサイクル推進に対する意識の向上を図っていく必要があります。

第4章 ごみ排出量の見込み(現状の施策維持の場合)

ここでは、新たな施策を行わず、現状の施策を維持した場合のごみ排出量の予測を行います。

第1節 将来人口の推計

将来人口は、現状の増減値及び平均増減率と新郷村人口ビジョンを参考とした推計値にて算出するものとします。表4-1のとおり、村の人口は今後も減少していくと推計されます。

表 4-1 人口の推計

(単位:人)

年度	R6	R12	R17
人口	2,074	1,658	1,424

出典:住民基本台帳(R6.9末現在)、新郷村人口ビジョン(参考)

第2節 ごみ排出量の予測

表 4-2 のとおり、過去6年間(令和元年度から令和6年度)のごみの排出量の平均増減率から令和7年度から令和17年までの予測排出量を算出し、その平均値ずつ増減していくと予測し、将来のごみ排出量を推計します。ただし、粗大ごみについては、5.3%増と大幅な増加となっています。人口減少により家財物等の排出増加や排出数に大きい増減がみられないことから、そのまま推移していくという見込みで予測しています。

表 4-2 ごみの分別区分ごとの平均増減率・予測値

種別	増減率(R1 からR6)	予測増減率値(R7からR17)
可燃ごみ	3.4%減/年	3.4%減/年
不燃ごみ	5.9%減/年	6.3%減/年
粗大ごみ	4.7%増/年	5.3%増/年
資源ごみ	3.2%減/年	3.1%減/年

表4-3及び4-4のとおり令和12年度の家庭系ごみの排出量は352t(原単位582g/人・日)、事業系ごみの排出量は60t(原単位99g/人・日)、総排出量は412t(原単位671g/人・日)と推計されます。

また、令和17年度の家庭系ごみの排出量は311t(原単位597g/人・日)、事業系ごみの排出量は46t(原単位88g/人・日)、総排出量は357t(原単位685g/人・日)と推計されます。

表 4-3ごみ排出量の将来予測

(単位:t)

種 別		年 度	実績値		見込	
			R2	R6	R12	R17
排出量 (t)	可燃ごみ	家庭系	367	318 ▲ 49	266 ▲ 52	229 ▲ 37
		事業系	93	78 ▲ 15	57 ▲ 21	43 ▲ 14
		計	460	396 ▲ 64	323 ▲ 73	272 ▲ 51
	不燃ごみ	家庭系	20	12 ▲ 8	6 ▲ 6	5 ▲ 1
		事業系	0	0	1	1
		計	20	12 ▲ 8	7 ▲ 5	6 ▲ 1
	粗大ごみ	家庭系	21	20 ▲ 1	26 6	32 6
		事業系	2	0 ▲ 2	1 1	1 0
		計	23	20 ▲ 3	27 7	33 6
	資源ごみ	家庭系	79	66 ▲ 13	54 ▲ 12	45 ▲ 9
		事業系	0	0	1	1
		計	79	66 ▲ 13	55 ▲ 11	46 ▲ 9
	小 計	家庭系	487	416 ▲ 71	352 ▲ 64	311 ▲ 41
		事業系	95	78 ▲ 17	60 ▲ 18	46 ▲ 14
	合 計		582	494 ▲ 88	412 ▲ 82	357 ▲ 55

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、厚生課資料

(注)下段数値は左欄の数値に対する増減率

表 4-4 ごみ排出量の将来予測(原単位)

(単位:g)

種 別	年 度	実績		見込		
		R2	R6	R12	R17	
原 単 位 (g)	可燃ごみ	家庭系	425	420 ▲ 5	440 19	439 ▲ 0
		事業系	108	103 ▲ 5	94 ▲ 9	83 ▲ 12
		合 計	533	523 ▲ 10	534 11	522 ▲ 12
	不燃ごみ	家庭系	23	16 ▲ 7	10 ▲ 6	12 1
		事業系	0	0 0	2 2	2 0
		合 計	23	16 ▲ 7	12 ▲ 4	13 1
	粗大ごみ	家庭系	24	26 2	43 17	61 18
		事業系	2	0 ▲ 2	2 2	2 0
		合 計	26	26 0	44 18	63 19
	資源ごみ	家庭系	91	87 ▲ 4	89 2	86 ▲ 3
		事業系	0	0 0	2 2	2 0
		合 計	91	87 ▲ 4	90 3	87 ▲ 3
小 計	家庭系	564	550 ▲ 14	582 32	597 15	
	事業系	110	103 ▲ 7	99 ▲ 4	88 ▲ 11	
合 計		674	653 ▲ 21	681 28	685 4	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、厚生課資料

(注)下段数値は左欄の数値に対する増減率、令和 17 年度はうるう年のため年間総日数は 366

第3節 リサイクル率の予測

ごみの排出量の予測をもとに、リサイクル率を予測します。

資源ごみ行政回収資源化量(資源ごみ排出量×98%(R2～R6 平均値))、集団回収数量、不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属の量をすべて足した資源化量の計をごみ総排出量で割り、100 をかけてリサイクル率を試算します。

令和12年度のリサイクル率は 18.2%、令和 17 年度のリサイクル率は 19.3%と推計されます。

表 4-5 リサイクル率の将来予測

年	実績		予測	
	R2	R6	R12	R17
㊸ごみ総排出量	592	505	422	367
		▲ 87	▲ 83	▲ 55
①資源ごみから回収した資源	62	53	45	35
		▲ 9	▲ 8	▲ 10
②資源集団回収	9	10	10	10
		1	0	0
③不燃ごみと粗大ごみより回収した有用金属	28	20	22	26
		▲ 8	2	4
④焼却灰・飛灰セメント原料化	45	12	0	0
		▲ 33	▲ 12	0
㊸資源化量の計 ①～④の合計	144	95	77	71
		▲ 49	▲ 18	▲ 6
リサイクル率(%) ㊸÷㊸×100	24.3	18.8	18.2	19.3
		▲ 6	▲ 1	1
行政回収分 ①+②(%)	12.0	12.5	16.2	15.0
		0	4	▲ 1
処理施設回収分 ③+④(%)	12.3	6.3	5.3	7.1
		▲ 6	▲ 1	2

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、広域事務組合資料、厚生課資料

(注1)表中、下段数値は前年度比、リサイクル率(%)=㊸資源化量の計÷㊸ごみ総排出量×100

(注2)R12とR17の③は、それぞれの不燃ごみと資源ごみの予測排出量からR2からR6年の③おける平均資源率より算出

第5章 目標値の設定

第1節 可燃ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

広域事務組合では、老朽化が著しいごみ焼却施設の整備(更新)を検討しています。

施設整備に係る施設規模(焼却能力)の算定に当たっては、環境省からの通知「一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日ごみ排出量について」(循環適発第2409052号)に基づき設定することとなるため、可燃ごみの目標値はこの通知に基づき設定します。

(2) 目標値の設定

環境省からの通知において、計画1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、「それぞれの市町村等における令和2年度の実績に対して16%減じた数値と580gとを比較して大きい方の数値を上限値として設定すること」とされています。村の令和2年度の1人1日当たりの可燃ごみ排出量から16%減じた数値は437gとなっております。この時点で580gを下回っていますので、村の可燃ごみの1人1日当たりの排出量の目標値は表5-1のとおり437gとします。

表 5-1 可燃ごみの目標値

	令和2年度(実績)	令和17年度(目標値)
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	521g/人・日	437g/人・日

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第2節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-2のとおりです。

目標を達成するために85g減量が必要であり、新たな施策の実施や現状施策の見直しが必要となります。

表 5-2 予測値と目標値の差

	令和17年度予測値	令和17年度目標値	目標値 - 予測値差
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	522g/人・日	437g/人・日	▲85g/人・日

第2節 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

(1) 目標値の設定の考え方

排出量は年々微減しています。分別徹底と物品の再利用等を促進し、令和17年度まで現状の排出量を維持するよう目標値を設定します。

(2) 目標値の設定

令和6年度の1人1日当たりの排出量(実績値)を維持することとし、目標値と設定します。

表 5-3 不燃ごみの目標値

分別区分	令和6年度(実績)	令和17年度(目標値)
不燃ごみ	16g/人・日	16g/人・日
粗大ごみ	26g/人・日	26g/人・日
資源ごみ	87g/人・日	87g/人・日

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第2節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-4のとおりです。

表 5-4 予測値と目標値の差

分別区分	令和17年度(予測値)	令和17年度(目標値)	目標値-予測値差
不燃ごみ	13g/人・日	16g/人・日	3g/人・日
粗大ごみ	63g/人・日	26g/人・日	▲37g/人・日
資源ごみ	87g/人・日	87g/人・日	0g/人・日

第3節 リサイクル率

(1) 目標値の設定の考え方

各種施策による、ごみ減量・再資源化を反映させた場合のリサイクル率を算出します。

(2) 目標値の設定

令和6年度の1人1日当たりの排出量(実績値)を維持することを目標としつつ、分別の徹底の促進及び資源集団回収、再利用の推進にて資源化の増加を目標に設定します。

表 5-5 リサイクル率の目標値

	令和6年度(実績)	令和17年度(目標値)
リサイクル率	18.8%	19.3%

(3) 現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第3節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-6 のとおりです。

表 5-6 予測値と目標値の差

	令和17年度(予測値)	令和17年度(目標値)	目標値-予測値
リサイクル率	19.3%	19.3%	0%

第4節 ごみ排出量の見込みと目標値(まとめ)

(1)ごみ排出量の見込み

目標年度(令和17年度)における各種取組を実施した場合のごみ排出量の見込みは、表5-7のとおりです。

表 5-7 ごみ排出量の見込み

分別区分	令和17年度(見込み)
可燃ごみ	228t
不燃ごみ	10t
粗大ごみ	13t
資源ごみ	45t
合 計	296t

(2)目標値

令和17年度における分別区分ごとの目標値は表5-8のとおりです。(予測人口は1,424人です。)

表 5-8 目標値(原単位)

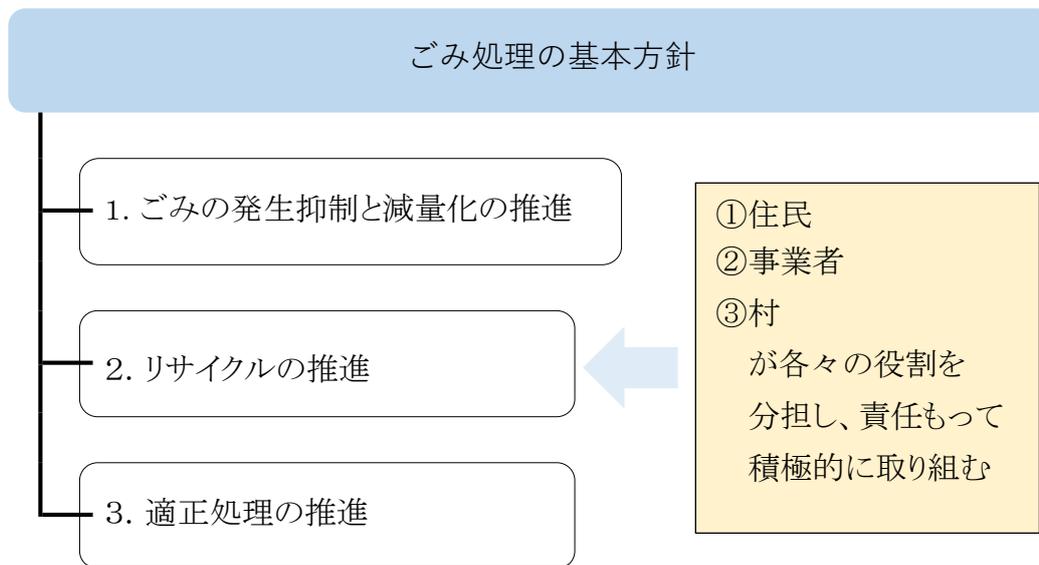
分別区分	令和17年度(目標値)
可燃ごみ	437g/人・日
不燃ごみ	16g/人・日
粗大ごみ	26g/人・日
資源ごみ	87g/人・日
合 計	566g/人・日

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

広域事務組合が策定した現在のごみ処理基本計画において、住民、事業者、行政が一体となった取組を推進した結果、ごみ総排出量は目標値を達成しています。今後、広域事務組合におけるごみ焼却施設の更新に際し、一層のごみ減量が必要となることから、図6-1の基本方針を掲げ、より実効性の高い施策を展開していく必要があります。

図 6-1 ごみ処理の基本方針



第2節 目標達成に向けた施策

基本方針に基づく目標達成に向けた施策は下記のとおりです。

基本方針	施策
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量の促進 ・資源物の分別の徹底 ・周知啓発
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の分別の徹底 ・資源物回収の推進 ・生ごみの資源化推進 ・周知啓発
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止 ・周知啓発

第3節 住民・事業者・行政の役割と取組

ごみの減量化に向け、住民、事業者、行政それぞれの役割と取組を整理します。

(1) 住民

① 住民の役割

住民はごみや環境への関心を持ち、ごみの減量や資源となるごみの分別、リサイクルに取り組めます。

② 住民の取組

住民の取り組むべき項目は以下のとおりです。また、重点取組は下記のとおりです。

【住民の取組項目】

基本方針	住民の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none">・食材を「使いきる」、料理を「食べきる」、生ごみの「水をきる」の3つの「きる」を推進し、生ごみの減量化に努める。・消費期限、賞味期限の理解を深める。 ※賞味期限は生産者の推奨する期限の為、期限後も食べられる。・使い捨て用品でなく詰め替え商品の購入、使用に努める。・ものをすぐに捨てずに、修理するなどして長く使用するよう努める。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・子ども会等が行う資源集団回収や小型家電の回収拠点を積極的に参加する。・スーパーマーケット等の店頭回収を積極的に利用する。・紙類やプラスチック類が資源化されるよう、ごみの分別に努める。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">・住人同士で協力し、ごみ収集場所を適正に維持管理する。

【重点取組】

- ・3つの「きる」を推進し、生ごみの減量化に努める。
- ・詰め替え商品の利用やものの修繕などにより、ごみの減量化に努める。
- ・資源集団回収に積極的に参加する。
- ・分別ルールを厳守し、ごみの分別排出を徹底する。

(2) 事業者

① 事業者の役割

事業者は、環境への配慮を意識し、事業活動により発生するごみの減量、資源物の分別と資源化の徹底に取り組みます。また、住民にとってごみの減量やリサイクルにつながる取組を行います。

② 事業者の取組

事業者の取り組むべき項目は以下のとおりです。また、重点取組は下記のとおりです。

【事業者の取組項目】

基本方針	事業者の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	・ごみの可燃分別排出の徹底などにより、ごみの減量に取り組む。 ・ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。
リサイクルの推進	・資源集団回収に積極的に参加する。 ・紙類やプラスチック類の分別排出等により資源化に努める。
適正処理の推進	・産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ依頼する等、適正に処理する。 ・不法投棄されないよう事務所や所有地周辺を適正に管理する。

【重点項目】

- ・オフィス町内会(古紙回収事業)への参加により紙ごみの削減とリサイクルを推進する。
- ・資源集団回収への積極的な参加や紙類やプラスチック類の分別排出に努める。
- ・分別ルールを厳守し、ごみの分別排出を徹底する。

(3) 村

① 村の役割

村は、一般廃棄物の減量、適正な処理に関する計画を策定し、施策を通じた計画の推進や普及啓発に取り組みます。

②村の取組

村の取り組むべき項目は以下のとおりです。また、重点取組は下記のとおりです。

基本方針	村の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや LINE アプリによるオンライン周知や広報誌でごみ減量に関する情報提供を行い、減量化の必要性を理解してもらう。 ・住民、事業者に対して生ごみの自己処理や水きりによる減量化への有効性を理解してもらう。 ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度の導入を検討する。 ・ごみ減量等に関する勉強会や説明会を開催する。 ・3010 運動を推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ※3010 運動とは、宴会時の最初の 30 分と最後の 10 分は自席で料理を楽しむ運動である。 ・粗大ごみや衣類、家具等のうち、まだ使用可能な品物のリユース推進を検討する。また、推進のためのお渡し会などのイベントを企画する。 ・村のごみの発生抑制と減量化を推進するため、村ごみ処理基本計画を基に事業を行う
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌、イベント等で住民や事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。 ・製品プラスチックの資源化に向け、分別収集の開始に関する住民への広報活動を行う。 ・子ども会での資源集団回収や拠点による使用済小型家電回収について住民への更なる周知に向けた広報活動を行う。 ・住民に対してごみの適正排出、適正処理に対する環境教育、広報啓発等を行う。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの適正排出、資源化を含めた分別徹底等の適正処理に向けた広報啓発に努める。 ・リチウムイオン電池等小型充電式電池の処理基準や処理方法について周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ※村では一般社団法人 JBRC による拠点回収を実施している。 ・ごみの有料化を検討する。

【重点項目】

- ・村のごみ処理基本計画にて定めた目標の達成に努める。また、進捗状況、達成状況等を確認し、状況に応じて必要な措置を行う。
- ・ごみの減量やリサイクル等の広報啓発の充実に努める。
- ・ごみの出し方の意味を住民に理解してもらう。

第4節 将来のごみ分別区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、表 6-1 に示すように、従来どおり 12 区分とします。また、製品プラスチックをプラスチック製容器包装と一緒に回収を行うことを検討し、「プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装・製品プラスチック」等へと名称の変更を検討します。また、リチウムイオン電池等小型充電式電池の処理方法を検討し、必要に応じて分別区分を適宜見直しながら、広域事務組合や構成市町と協議して適正な処理に努めます。

表 6-1 将来のごみ分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック容器、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちないびん・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石(店頭販売のもの)、土砂・砂利・ブロック・レンガ(園芸用のもの)、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源ごみ	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	プラスチック	プラスチック製容器包装・製品プラスチック	プラマークのついているもの、発泡スチロール プラマーク以外のプラスチック製品(玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢など)
		ペットボトル	ペットボトル
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙パック	紙パック
		新聞	新聞
		段ボール	段ボール
		雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、本、コピー用紙

第5節 ごみの適正処理

(1)ごみの減量計画

令和5年12月に策定した第5次新郷村ごみ減量行動計画を基に、ごみの減量に取り組んでいます。計画期間は令和8年度までとなっており、令和8年度に改定を予定しています。

(2)収集・運搬計画

①収集・運搬体制

収集・運搬は、現行の収集・運搬体制を継続して実施します。ただし、製品プラスチックについては、表6-2にあるとおり分別収集の開始時に検討するものとします。

②実施主体

収集・運搬は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

表 6-2 将来の家庭ごみの収集方法等

分別区分		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		月4回	有料予約制による個別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資源ごみ	缶	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	プラスチック	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		プラスチック製容器包装・	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		製品プラスチック	※分別収集の開始時に検討		
	紙	紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る

(3) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障がないよう、適切な維持管理を継続していきます。

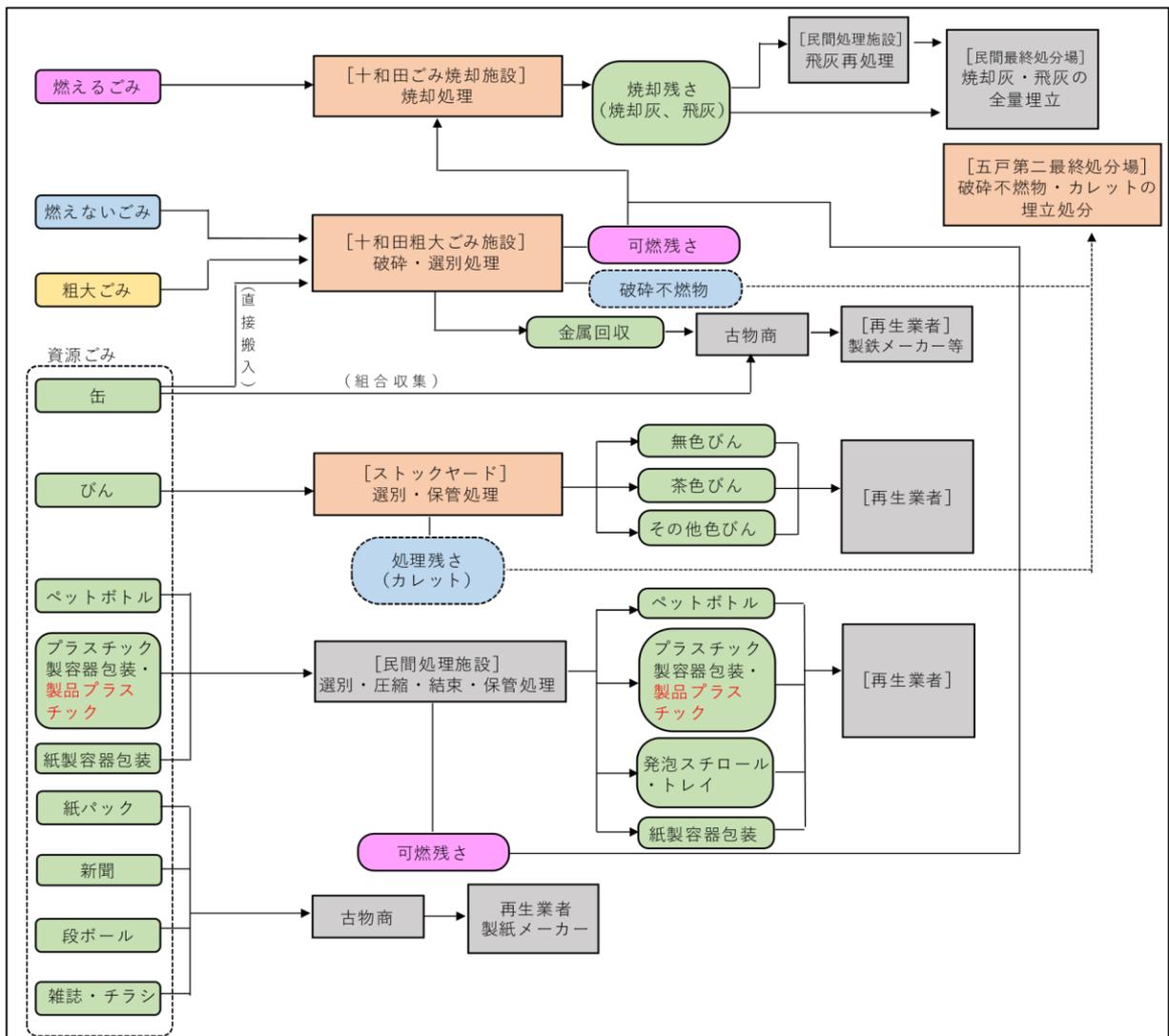
② 中間処理方法

中間処理は、基本的に現状どおりとします。分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成市町と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。

③ 処理主体

処理は引き続き広域事務組合が主体となって行います。分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成市町と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。

図 6-2 将来のごみ処理フロー



(4) 最終処分計画

① 最終処分に関する目標

中間処理施設等で適正な処理を行った後、無害化・安定化を図り、適正な処分に努めます。

② 最終処分方法

最終処分対象物は、十和田粗大ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設)からの破碎不燃物、処理残さを対象とします。

また、焼却施設からの焼却残さ(焼却灰・飛灰)は最終処分場の延命化を図るためにセメント原料化を行ってきましたが、令和7年度以降からすべて埋立処分しています。焼却灰はその全量を民間の最終処分場へ埋立処分し、薬剤による再処理が必要な飛灰はその技術や施設を有する民間企業に再処理と埋立を委託します。

③ 処分主体

処分は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

第6節 その他

災害廃棄物処理

地震や水害等の災害対策として、「新郷村災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、当該計画に基づき行動することとします。

新 郷 村 厚 生 課

〒039-1801 新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下17番地 1

TEL:0178-61-7555(代表)

FAX:0178-61-7575